

(5) 農村総合整備

農業農村整備事業実施計画策定事業	事業主体 市町村	県 所管課班	農村振興課 地域計画班
-------------------------	-------------	-----------	----------------

趣　　旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畠地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畠地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

1 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業に係る実施計画等の策定）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施期間は1年（担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年）以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村、土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①地区内農地等状況調査 | ⑧経営体育成方針作成 |
| ②農用地集団化促進基本計画作成 | ⑨創設農用地・増歩換地調整 |
| ③従前地面積測定 | ⑩非農用地換地関係調整 |
| ④合意形成促進 | ⑪交換分合基準含み換地調整 |
| ⑤地区内アンケート調査 | ⑫換地設計基準作成 |
| ⑥地区内ゾーン設定調整 | ⑬換地計画素案作成 |
| ⑦地域営農構想作成 | ⑭経営体育成換地調整 |

2 農山漁村地域整備交付金（農業農村整備実施計画策定事業）

(1) 実施計画策定（実施主体：都道府県、市町村等）

農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備　　考
	実施計画策定（県當）	50	25	25	—	()は中山間地域等の場合に適用
	実施計画策定（団体當）	50	—	50		
	経営体育成促進換地等調整（団体當）	50(55)	—	50		

農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備事業)	事業主体 市町村	所管課班 計 農村振興課 地域計画班 実 農村整備課 農村環境整備班
---------------------------------------	-------------	--

趣 旨

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業 | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業 | ⑤ 農地防災事業 | ⑥ 客土事業 |
| ⑦ 暗渠排水事業 | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 | |

2 農村生活環境整備事業

- | | | |
|------------------|-------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業 | ② 営農飲雜用水施設整備事業 | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業 | ⑥ 活性化施設整備事業 |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業 | |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業 | ⑩ 情報基盤施設整備事業 | ⑪ 市民農園等整備事業 |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業 | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業 | ⑭ 施設補強整備事業 |
| ⑮ 施設環境整備事業 | ⑯ 歴史的土地改良施設保全整備事業 | |
| ⑰ 施設集約整備事業 | ⑱ 交換分合事業 | ⑲ 集落土地基盤整備事業 |

3 特認事業

採 技 基 準

- 農業振興地域であること。
- 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり、農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上を占めること。
- 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

型		受益面積(ha)	備考
集 落 型	一 般 型	60 (20)	
		20 (10)	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上50%以上の区域）
	生産基盤型	20 (10)	農業生産基盤（ほ場整備10haを含む）を行う
	生活環境型	- (-)	農村生活環境及び特任事業を行う
広 域 連 携 型		60	
実 施 計 画 策 定		- (-)	農業生産基盤整備の実施に際し実施計画を策定する

※ 受益面積の()は市町村が事業実施主体の場合

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営	集落型（一般型） 広域連携型	55	30 (32.5)	15 (12.5)	—	()は平成22年度以前の採択地区
	集落型（生産基盤型）	55	30 (32.5)	15 (12.5)		()は平成22年度以前の採択地区
	集落型（生活環境型） 実施計画策定	55		未定		
団体 営	集落型（一般型） 広域連携型	55	1	44		
	集落型（生産基盤型）	55	1	44		
	集落型（生活環境型） 実施計画策定	55		未定		

農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編事業 旧集落基盤整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	計 農振興課 地域計画班 所管課班 実 農村整備課 農村環境整備班
---	-------------------------	--------------------------------------

趣 旨

集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

事業の内容

1 農業生産基盤整備事業

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業 | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業 | ⑤ 農地防災事業 | ⑥ 客土事業 |
| ⑦ 暗渠排水事業 | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 | |

2 農村生活環境整備事業

- | | | |
|------------------|-------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業 | ② 営農飲食用水施設整備事業 | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業 | ⑥ 活性化施設整備事業 |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業 | |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業 | ⑩ 情報基盤施設整備事業 | ⑪ 市民農園等整備事業 |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業 | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業 | ⑭ 施設補強整備事業 |
| ⑮ 施設環境整備事業 | ⑯ 歴史的土地改良施設保全整備事業 | |
| ⑰ 施設集約整備事業 | ⑱ 交換分合事業 | ⑲ 集落土地基盤整備事業 |

3 特認事業

採 技 基 準

- (1) 農振興基本計画（基本計画）が作成されていること。
- (2) 農集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- (3) 農業振興地域の区域であること。
- (4) 事業内容の1農業生産基盤整備事業及び2農村生活環境整備事業を一体的に実施すること。
または2農村生活環境整備事業のみを実施する場合は、周辺農用地の整備が完了しているか、
近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。
- (5) 2⑪市民農園等整備事業については、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。
- (6) 2⑰施設集約整備事業においては、事業計画の他に集落基盤再編計画を定めること。
- (7) 農業集落排水施設整備を実施する場合の事業実施主体は、市町村又は一部事務組合とする。
なお、負担割合は農業集落排水事業に準ずる。

負担割合 (団体営)	区分	国	県	市町村	備 考
	農業生産基盤整備事業 農村生活環境整備事業	50	1	49	
	実施設計の策定	50	1	49	

※県営の負担割合は未定

農業集落排水事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 農村環境整備班
-----------------	-------------------	--------------------------

趣　　旨

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するもの。

事業の内容

- 1 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設（汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設を含む）及びこれに付帯する施設の整備又は改築
- 2 農業集落排水事業の施行に必要な調査及び計画の策定
- 3 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策工法等を定めた構想計画（最適整備構想）の策定

事　業　主　体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、一部事務組合、その他農業者等が組織する団体

採　択　基　準

- 1 受益戸数はおおむね20戸以上を原則とする。
- 2 原則として農業振興地域でおおむね1,000人程度以下を単位とする。
- 3 事業主体は、市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水事業計画を作成し、これに基づき実施すること。
- 4 改築（機能強化事業）の場合は、改築に要する費用が200万円以上で、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設であること。
 - ①維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - ②供用開始後に処理対象人口の著しい増加、水質基準の強化その他既存施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
 - ③太陽光発電施設の整備のみを行う場合であること。
- 5 農業集落排水施設等の整備における調査及び計画の策定の場合は、計画の概要を定める程度の精度を有する書類を作成する業務であること。
- 6 農業集落排水施設等の改築における調査及び計画の策定の場合は、施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。
- 7 最適整備構想の策定の場合は、既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村に整備された農業集落排水施設であること。

負担割合	区分	国	県	その他	事業主体
	施設等の整備又は改築	50	—	50	市町村及び一部事務組合 (県嵩上げは農業集落排水整備推進交付金参照)
	施設等の調査及び計画の策定	50	1	49	市町村
	機能診断※1 最適整備構想の策定※2	定額	—	—	市町村

※1 1処理区あたり200万円を上限とする。（原則1回限り）

※2 1構想あたりの交付限度額=処理区数×100万+200万円とする。（上限800万円）

農業集落排水整備推進交付金事業	市町村 事業主体 一部事務組合	所管課班 農村整備課 農村環境整備班
------------------------	-----------------------	--------------------------

趣　　旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱、地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。），予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 (事務費を除く。)	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。
通常分 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 (事務費を除く。)	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。
特認分 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 (事務費を除く。)	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあっては、15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし、7年を超える場合にあっては、7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は、国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。
 2 「単年度当たり交付額」の欄において、政令指定都市にあっては、交付金算定基準経費の1%以内とする。
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は、平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

地域用水環境整備事業 (旧水環境整備事業、農業水利施設・魚道整備促進事業、歴史的土地改良施設保全事業及び防災水利整備事業の整理・統合)	事業主体	県 市町村 土地改良区等	所属課班	実 農村整備課 水利施設保全班 計 農村振興課 地域計画班
---	------	--------------------	------	----------------------------------

趣旨

地域用水環境整備事業は、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一緒に、地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低酸素社会づくりの促進を図るとともに、併せてこれら施設の整備を契機に、地域一体となつた農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的とする。

事業の内容

1 地域用水環境整備事業

- (1) この事業は、地域用水環境整備事業計画（以下「地域用水事業計画」という。）に基づき実施するものであって、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する以下の施設の整備を総合的に行うものとする。

- ① 親水・景観保全施設
 - ② 生態系保全施設（螢ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等）
 - ③ 地域防災施設整備（防火水槽、吸水枠、給水栓及びアクセス施設等の整備）
 - ④ 渇水対策施設整備（渴水時に必要となる施設（堰、揚水機、送水管等））
 - ⑤ 利用保全施設（ベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、便所、水飲み場、休憩所、駐車場、管理道路、遊歩道、案内板、照明、安全施設等）
 - ⑥ 地域用水機能増進施設（共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等）
 - ⑦ 小水力発電整備

- (2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

 - ア 防災施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであって、上記③の地域防災施設の整備
 - イ 渴水対策施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであって、上記④の渴水対策施設の整備
 - ウ 魚道整備事業計画に基づき都道府県が実施するものであって、上記②のうち魚道の整備
 - エ 小水力発電整備事業計画に基づき実施するものであって⑦に掲げる小水力発電の施設整備及び導入支援。

2 歷史的施設保全事業

- (1) 施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該工事と併せて行う当該施設の適切な保全・管理のため一体的に整備する必要のある以下の施設の整備を行うものとする。

 - ア 当該施設に関する資料の収集・保管庫の整備
 - イ 管理道及び駐車場の整備
 - ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等（実施期間：1地区最大3年間）

採択基準

1 地域用水環境整備事業

- (1) 次の用件にすべてに該当するものとする。

ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の区域計画等から、事業を実施することが適當と認められること。

イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

ウ 総事業費が5千万円以上であること。

エ 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあっては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2) 単独地域防災施設整備、単独渴水対策施設整備、単独魚道整備及び小水力発電整備にあっては、採択基準(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア 単独地域防災施設整備

- a 地域防災整備事業計画が、地域防災計画（災害対策基本法第40条により作成される都道府県地域防災計画及び第42条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであるか、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法第2条により作成される計画）において定められ、又は定められる見込みであること。
- b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- c 総事業費が3千万円以上であること。

イ 単独渴水対策施設整備

- a 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- b 総事業費が3千万円以上であること。
- c 近年、渴水に伴う取水制限が行われている地域として次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。
 - (a) 直近10年間において、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。
 - (b) 直近10年間において、他種水利者等関係機関から申し入れ等を踏まえ、渴水調整に係る活動を行ったことがあること。

ウ 単独魚道整備

以下のいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

- a 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設次のいずれかに該当するもの。
 - a) 魚道が未整備又は現に設置されているが通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。
 - b) 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等により、魚道の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。
 - c) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設
- b 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れがある都道府県土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次の全てに該当するもの。
 - a) aのa), b)又はc)に該当するもの。
 - b) 一級河川又は2級河川に設置された農業水利施設のうち河川を横断する大規模な工作物で取水能力が $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 以上の施設。
- c 前後一連の区間で魚道が整備、又は整備が予定されている農業水利施設で当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかなもの。

エ 小水力発電

以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備又は導入支援であること。

ア 施設整備

- (a) 土地改良施設等の維持管理の節減が見込まれ、次の全てに該当するもの
 - i 以下の施設を対象に電力を供給する小水力発電であること。
 - ① 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設。
 - ② 農業農村振興に資する公的施設

(b) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

b 導入支援

- 1) 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適當と認められること。
- 2) 平成28年度までに実施されるものであること。

2 歴史的施設保存事業

- (1) 次に該当するものとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第78条第1項、第109条第1項、第182条第2項の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は地域における歴史風致維持及び向上に関する法律第5条第8項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積又は、一連の群として関連性を持つ複数の施設の末端支配面積の合計が20ha以上であること。

ウ 事業により整備される施設の適正な維持管理がおこなわれることが確実であると認められること。

エ 総事業費が3千万円（ため池にあっては8百万円）以上であること。

負担割合	区分	国	県	市町村・その他	備考
	地域用水環境整備事業				県営 (団体営については未定)
	歴史的施設保全事業	50	25	25	H23年度新規地区より適用

農村環境計画策定事業	事業主体 市町村 県	所管課班 農村振興課 地域計画班
-------------------	------------------	------------------------

趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実 施 地 域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスター プランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

事業の内容

1 現況調査

- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として、下表の「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

項目	具体的 内容 例
1 自然的環境調査 (1) 気象 (2) 地形・地質 (3) 水環境 (4) 植物 (5) 動物 (6) 景観	①気温, ②降水量, ③積雪等 ①地形状: 地勢図や地形図による, ②地質図等による ①水資源状況, ②河川・水路・湖沼等の分布状態 ①植物群落の種類と分布: 現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況 ①野生動物・希少動物の生息状況 ①地形上, 土地利用上の特徴, ②代表的な景観写真
2 社会的環境調査 (1) 地域指定 (2) 地域指標 (3) 観光リクリエーション (4) 土地利用 (5) 関連計画 (6) 歴史・文化	①国際的な措置 (ラムサール条約等) ②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域 ①位置及び地勢, ②人口と世帯数, ③産業構造 ④農業の現状及び動向等 ①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能 ①土地利用の現況: 土地利用図等による ①環境に関する上位計画, 関連プロジェクト等の内容及び進行状況 ①地域の歴史、文化, ②文化財・史跡の位置及び概要

2 農村環境計画の策定

上記1の結果に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

採択基準等

- ・農業競争力強化基盤整備事業実施要綱第2の事業の実施が予定されていること。
- ・実施期間：1～2年

負担割合	策定主体（実施主体）		国	県	市町村	その他	備考
	市町村	農村環境現況調査	50	—	50	—	
		農村環境計画の策定					
県		農村環境現況調査	50	未定	未定	—	
		農村環境計画の策定	50	未定	未定	—	